

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
令和3年度における後期高齢者医療保険料の減免について

1 主旨

昨年度、国が示した減免措置に対する財政支援の考え方にに基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対して、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療保険料の減免を実施してきたところである。今般、東京都後期高齢者医療広域連合より、令和3年度においても、国の財政支援基準に合わせて減免を実施する旨の通知があったため、昨年度同様、区で減免申請書の受付等の経由事務を行う。

2 後期高齢者医療保険料の減免基準（国の財政支援基準と同一）

（1）減免の対象となる被保険者

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、以下の条件に全て該当する被保険者
 - ・主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - ・主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下
 - ・主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

（2）減免の対象となる保険料

令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料。

令和2年度分の保険料であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により、令和3年4月以後に納期限が設定されている保険料。

（3）減免の申請受付期間

令和3年7月15日から令和4年3月31日まで

3 減免申請数見込み

約 350 件

参考：令和 2 年度保険料減免決定件数 701 件（令和 3 年 5 月 10 日現在）

4 減免に要する費用について

減免に要する費用に対して、昨年度は国が保険者である東京都後期高齢者医療広域連合に対し、全額を財政支援していたが、令和 3 年度は次のとおり変更となる予定である。

令和 3 年度分の保険料減免総額が、「構成市町村調整前調整対象需要額」に占める割合により、国による財政支援の割合が変わる。

① 1%以上となった場合…保険料減免総額の 10分の10相当額を財政支援

② 0.5%以上1%未満となった場合…10分の6相当額を財政支援

③ 0.5%未満となった場合…10分の4相当額を財政支援

令和 2 年度の実績から、東京都後期高齢者医療広域連合では、国の財政支援については 10 分の 4 を想定している。減免に関し、国の財政支援が限定的となることから、財源が必要となるが、原則として東京都後期高齢者医療広域連合の負担とされ、被保険者への周知や受付に関する費用等を除き、区の負担は生じない見込みである。

5 所要経費見込み

後期高齢者医療保険料減免（後期高齢者医療会計）

- ・歳入 後期高齢者医療保険料は東京都後期高齢者医療広域連合予算のため、区予算に影響はない。
- ・歳出 被保険者への周知にかかる印刷製本費等 約 40 万円（既定予算の範囲内で対応予定）

6 区民周知（予定）

6 月 14 日 区ホームページ掲載

7 月 10 日 東京都後期高齢者医療広域連合発行「東京いきいき通信」に掲載

7 月 15 日 全被保険者あてに送付する令和 3 年度保険料通知に保険料減免の案内を同封

7 月 15 日 区のおしらせ掲載